

CONSTITUTION DESIGNS, LLC v. LG ELECTRONICS INC.事件、上訴番号 2024-1822 (CAFC、2026年4月28日)。Lourie裁判官、Stoll裁判官、(最高裁判所長官により指名された)Outken裁判官による審理。テキサス州東部地区地方裁判所(Gilstrap裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

Constellation社は、データ伝送および画質を向上させる非一様信号コンスタレーションを使用したデジタル通信システムについての特許を侵害したとして、LG社を提訴した。地方裁判所は故意侵害であるとして、陪審員は損害賠償の支払いを命じた。これに対し、LG社は、§101に基づく特許適格性についての地方裁判所の正式事実審理なしでの判決(summary judgment)および非侵害であることの認定を求める同社のJMOLの申し立てが退けられたことを不服として上訴した。

争点/判決:

地方裁判所が、クレームには§101に基づく適格性があるとしたことは誤りであったか。然り、否。地方裁判所が、非侵害であることの認定を求めるLG社のJMOLの申し立てを退けたことは誤りであったか。否。一部破棄、一部確認支持、および差し戻しとなった。

審理内容:

§101に基づく特許適格性について、CAFCは、主張クレームを「最適化クレーム(optimization claims)」と「コンステレーションクレーム(constellation claims)」に分けた。CAFCは、最適化クレームが、並列復号容量用に最適化されたコンステレーションを実現する方法ではなく、その結果のみを記載しているため、最適化クレームはコンステレーションを「最適化する(optimizing)」という抽象的な概念に関するものであるとした。対照的に、CAFCはコンステレーションクレームの特許適格性を確認支持した。その理由は、対象クレームには、符号化利得を向上させるために容量制約を克服するという技術的課題を解決する、コンステレーション点の位置の重なりを含む特定のコンステレーション構造が記載されていたためである。

次に、非侵害であることの認定を求めるLG社のJMOLの申し立ての問題について、正式事実審理(trial)では、Constellation社は、特定のクレーム限定の侵害を立証するために業界の放送テレビ規格に依拠し、その他の限定については製品固有の証拠に依拠した。規格に基づく証拠について、Constellation社は、(i) テレビ規格が同社の既に特許となっているコンステレーションを使用しており、(ii) LG社のテレビがその規格に準拠しているため、必然的にLG社のテレビは今回対象となっているクレーム限定を実施していることになると主張した。上訴審(appeal)において、CAFCは、Constellation社が同一のクレーム内において、一部の限定については規格関連の証拠に、また他の限定については製品固有の証拠に依拠することができることを確認支持した。正式事実審理(trial)にて提示されたこれら複数の種類の証拠の組み合わせに基づき、CAFCは、地方裁判所が、非侵害であることの認定を求めるLG社のJMOLの申し立てを退けた決定を確認支持した。